**４　事故発生報告**　　　　　　　　　　　 　 （平成22.３.26 21教総第947号教育長）

（令２.７.28　２教総第283号改正）

(1)　報告を要する事故

ア　風水害等の災害による事故

　　イ　火災及び盗難等による事故

　　ウ　児童・生徒の事故による死亡その他重大な事故（交通事故、集団的疾病等含む）

　　　事故報告を要する内容について　　　　　　　　（平成22.３.30　21教健第953号教育長）

①　本人が死亡またはそのおそれがある場合

②　相手に傷害を与えた場合

③　本人が治療のため入院した場合

④　本人の完治までおよそ１か月以上を要する場合

⑤　本人が自殺または自殺を企図した場合（疑われる場合を含む）

⑥　事故が報道対象またはそのおそれがある場合

⑦　その他校長が報告を必要と判断した場合

エ　職員の死亡その他重大な事故（職員の交通事故については平成17.６.24　17教総第165号、17教職第299号、17教健第272号教育長通知「職員の交通事故報告について」により報告すること。）

　　オ　その他所属長が報告を要すると認める事故

(2)　報告の手続

ア　風水害等の災害による事故の場合

(ｱ)　風水害等事故発生速報

　　　　　　事故発生の状況及び応急措置を〔庶様式12〕により、校長→市町教育委員会→尾張教育事務所へファクシミリ又は電子メールで報告する。

　　　(ｲ)　風水害等事故発生状況報告書

　　　　　　校長は事故の概要が判明次第、次の区分により〔庶様式13－１～４〕速やかに（教科書関係については７日以内）、尾張教育事務所１部、県教育委員会教育長あてに２部提出する。なお、社会体育施設の施設関係については、各市町担当から直接、県スポーツ局スポーツ課施設グループへ報告すること。

①　児童・生徒関係・・・・・・〔庶様式13－１〕

②　職員関係・・・・・・・・・〔庶様式13－２〕

③　学校施設設備関係・・・「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続きについ

て」（昭42.９.30文施助第６号）による所定の様式

④　社会教育施設設備関係・・・〔庶様式13－３〕

⑤　教科書関係・・・・・・・・〔庶様式13－４〕

(ｳ)　避難所開設、収容状況の報告

　　 　　風水害等の発生に伴い、学校施設等を避難場所として供与した時は、直ちに〔庶様式18〕により、校長→市町教育委員会→尾張教育事務所へファクシミリ又は電子メールで報告する。

イ　その他の事故の場合

(ｱ)　事故発生速報

　　　　　事故発生の状況及び応急措置を、次の区分により、直ちに校長→市町教育委員会→尾張教育事務所へファクシミリ又は電子メールで報告する。ただし、教育事務所執務時間外及び閉庁時における報告で緊急を要する場合は、電話等で連絡する。

①　火災及び盗難等による事故・・・・・・・・・・〔庶様式14〕

②　児童・生徒の事故・・・・・・・・・・・・・・〔庶様式15〕

③　職員の死亡その他重大な事故・・・・・・・・・〔庶様式16〕

　　　　④　その他所属長が報告を要すると認める事故・・・様式適宜

　　　(ｲ)　事故発生状況報告書

　　　　　校長は、事故の概要が判明次第速やかに（児童・生徒の事故は７日以内）、「事故発生状況報告書」を作成し、市町教育委員会・尾張教育事務所へ各１部、県教育委員会へ２部提出する。ただし、当該事故に係る報告が、児童・生徒の事故の場合は〔庶様式17〕によることとし、必要に応じて発生現場の図面等を添付する。また、報告後に新たな事実が判明した場合や児童生徒の完治まで長期間を要する場合などは、適宜、追加又は継続して報告すること。

　　　　　その他、法令、条例、規則等による所定の形式を要するものについては、それにより報告すること。

①　事故の種類

②　事故の発生日時・場所（必要に応じ図面等添付）

③　事故の発生状況及び応急措置

④　報告書の取りまとめ時点

⑤　その他参考となるべき事項

(3)　児童生徒に係る問題行動報告　　　　　　　　　　　　（平28.３.17　27教義第1173号）

ア　速報

できる限り速やかに〔庶様式19〕により、市町教育委員会・尾張教育事務所へ電話連絡後、　　　ファクシミリ又は電子メールで報告する。

イ　問題行動報告書

　問題行動への対応・措置が終了後、〔庶様式例20〕・〔庶様式21〕を作成し、速やかに市町教育委員会に１部、尾張教育事務所に１部、県教育委員会に２部提出する。

|  |
| --- |
| **記入上の留意事項**  (1)　対応・措置の終了後、速やかに報告すること。  (2)　「種別」欄は、次のとおりとする。  ア　**児童生徒による暴力行為**（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）  　イ　**児童生徒による窃盗**（万引き、オートバイ盗、自動車盗等）  　ウ　**児童生徒によるぐ犯・不良行為**（喫煙、深夜徘徊、家出、薬物乱用、暴走行為等）  　エ　**深刻ないじめ事案**（「重大事態」に該当する事案）  　オ　**その他**（恐喝等）  (3)　「問題行動の概要」欄について  　ア　この欄を読めば問題行動の概要が分かるように、事件のあらましを簡潔に記述する。  イ　原則として日時の経過を明示しながら事実を記述し、事件と直接関係のない事柄、推測や予想は記入しない。  　ウ　該当児童生徒は個人名を記述せず、Ａ・Ｂ等で示し、家族に関する事柄や具体的な店舗名など、個人情報や個人の特定につながる記述は一切しない。  エ　被害等の状況についても併せて記述する。  (4)　「学校における対応・措置」欄について  　ア　(3)と同じように、日時の経過に従って対応・措置を簡潔に記述する。  　イ　特にマスコミの報道と内容が異なる場合は、その旨を記入する。  ウ　「相手方の主張」が必要な場合には、この欄の下に項目を設けて記入する。  (5)　「市町村教育委員会からの指導・支援」欄には、市町教育委員会からの指導・支援内容について記述する。また、いじめによる重大事態への対応については、首長への報告期日、再調査の有無等について記述する。  (6)　「警察等関係諸機関との連携・対応」欄には、関係諸機関（○○警察署、○○児相等、具体名を記入する）との連絡や、対応の内容を記述する。 |

(4)　教職員の非違行為に係る報告 　　　　　　　 （令２.３.11　31教職第1158号）

ア　非違行為の報告を要する場合について

非違行為の報告を要するのは、所属職員が次に掲げる非違行為を行ったときとする。

(ｱ)　法令等違反を行ったとき

　　　(ｲ)　職務上の義務違反を行ったとき

　　　(ｳ)　信用失墜行為を行ったとき

イ　非違行為の報告方法について

　　　　非違行為の報告は、次の区分による。

　　　(ｱ)　速報

所属職員の非違行為を承知したとき、校長は、行為の概要を簡潔にまとめ、直ちに電話等により連絡するか、「非違行為に関する速報」〔庶様式22〕を提出すること。

　　　(ｲ)　非違行為報告書

校長は、非違行為の事実関係を調査し、速やかに非違行為報告書〔庶様式24〕を提出すること。なお、非違行為の内容の記載については、関係者からの事情聴取を十分行い、正確に記入すること。

＜添付書類について＞

・　本人の申立書

校長は、非違行為を起こした職員に対し、非違行為の内容、動機、行為に対する意見、反省等、当該職員の自由な意思に基づく「申立書」（様式任意、原則として当該職員が自書し、署名したもの）を提出させ、非違行為報告書へ添付する。

・　校長の意見書

校長は、非違行為報告書を提出する場合、当該行為に係る意見その他県教育委員会に具申することが適当であると認められる事項について「意見書」（様式任意、校長が署名したもの）を作成し、非違行為報告書へ添付する。

・　その他の書類

次に掲げる書類は、非違行為の状況に応じ非違行為報告書又は追加報告へ添付する。

ア　非違行為に伴い関係者が医師の治療を受けている場合、医師の発行する診断書（写）

イ　非違行為に伴う物損がある場合、修理業者等の見積書（写）

ウ　必要に応じて被害者の申立書

(ｳ)　追加報告

　　 　　校長は、非違行為報告書の提出後、補足事項、内容の変更その他追加報告が必要な事項があれば、書面（様式任意）で追加報告すること。

(5)　教職員の交通事故 　　　　 　　（平成17.６.24　17教職第299号）

（令５.３.30　４教総第1230号改正）

ア　報告を要する事故の範囲

(ｱ)　自動車等の車両を運転し、人身又は物損を伴う交通事故を発生させたとき。

　　　(ｲ)　人身又は物損を伴う被害事故を受けたとき。

イ　報告の手続き

(ｱ)　速報

電話等により事故の概略を連絡の上、事故の速報〔庶様式25〕を、校長→市町教育委員会→尾張教育事務所へファクシミリ又は電子メールで報告する。

(ｲ)　事故報告書等

校長は事故報告書等を７日以内に市町教育委員会経由で尾張教育事務所へ提出する。

※　添付書類は、それぞれの事故報告書等に必要。

※　事故報告書等の提出の際、判明していない事項は、判明し次第当該事項のみの追加報告（様式任意）する。

|  |
| --- |
| **事故報告書等**  ①　交通事故報告書〔庶様式例26〕・〔庶様式27〕  ②　事故職員の申立書（様式任意。自筆・署名）  　　　事故発生の状況・事故責任に対する意見・事故後の措置状況・示談に対する考  え方及び事故に対する反省等、当該職員の自由な意思による書面。  ③　校長の意見書（様式任意。自署）  当該事故に係る意見、その他県教育委員会へ具申することが適当と認められる　　 事項をまとめた書面。  **添付書類**（ａ・ｂ・ｃを添付する。その他は状況に応じて追加報告に添付する。）  ａ　事故証明書（写）………自動車安全運転センター発行  ｂ 診断書（写）……………（人身事故に係る）医師発行  ｃ 見積書（写）……………（物損に係る）修理業者作成  ｄ 示談書（写）  ｅ 行政処分通知書（写）…警察本部長発行  ｆ 刑事処分命令（写）……裁判所発行  ｇ 公務上の場合は公務を証明する書類（写）  ｈ 本人又は校長が提出を必要と認めた書類又はその写し |

ウ　書類の扱い

交通事故報告書等のコピー及び、添付書類の正本は、必ず本人に返却・交付する。

(6)　職員の交通事故等報告区分　　　 　　　　 （平成17.6.24　17教職第299号）

ア　報告を要する内訳と範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 公務上（自家用車の公務使用を含む）・通勤途上・公務外 | | |
| 物損事故 | 職員に過失なし | | 職員に過失有り |
| 人身事故  職員又は  　相手方負傷 | 職員に過失なし  治療期間１か月  未満の見込（軽傷） | 職員に過失なし  治療期間１か月  以上の見込（重傷） | 職員に過失有り |
| 交通違反 | 悪質な道路交通法違反あり | | |

　　　　　　　　　　　　は、速報を提出　　　　　　　は、速報・事故報告書を提出

は、非違行為報告書を提出

※　「過失なし」とは、赤信号で停車中に後ろから追突されたなど、一方的に相手方に過失がある被害事故に限る。

イ　悪質な道路交通法違反

所属職員による以下の「悪質な道路交通法違反」を所属長が承知したときは、非違行為報告書を提出すること。

・ 飲酒運転（酒気帯び運転を含む）　・　無免許運転

　　　　・　速度違反（法定速度超過30km／h以上　高速道路40km／h以上）

・　共同危険行為など